

一関市市有林を活用したJークレジット購入記念品製作に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 一関市市有林の森林施業や管理によって増加した二酸化炭素吸収量として国に認証されたJークレジットを購入した企業に対し、市が贈呈する購入記念品の製作業務受託者を選定するため、一関市市有林を活用したJークレジット購入記念品製作に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) Jークレジット購入記念品の製作業務受託者の選定に関すること。
- (2) その他製作業務受託者の選定に必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長1名及び委員5名以内をもって組織する。

2 委員長は、農林部長とする。

- (1) 委員長は、選定委員会を代表し、選定委員会の会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、次項第1号に掲げる委員がその職務を代理する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内美術関係団体
- (2) 地域林政アドバイザー

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(選定方法)

第5条 製作業務受託書の選定は、購入記念品の試作品及び製作に係る報告書を審査し決定する。

2 製作業務受託者の選定は、審査基準により出席委員長及び委員が採点した点数及び市民投票の加点の合計点により決定する。

3 合計点が同じ場合は、出席委員長及び委員の多数決により決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、農林部林政推進課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月20日から施行する。

(失効)

2 この要領は、選定委員会が製作業務受託者の選定を終了した日限り、その効力を失う。